「ＩＣＴ活用の手引」

～福岡県立八幡中央高等学校　全日制課程～

令和４年１２月１日　第１版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ＩＣＴ（１人１台タブレット型端末）の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なＩＣＴ端末活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

１　端末使用の際のルール及び注意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２　生徒用アカウントの取り扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

３　端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方　・・・・・・・・2

４　健康面への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

５　トラブルが起きた場合の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

６　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

資料

端末の貸出に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

端末借用申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

1　端末使用の際のルール及び注意点

□　端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。

□　端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に端末借用申請書を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。

□　学習に関係のない目的では使わないこと。

2　生徒用アカウントの取り扱い

□　自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。

□　パスワードは、第三者に教えないこと。

3　端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

□　本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。

□　自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まないこと。

□　自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。

4　健康面への配慮

□　端末を使用する際には良い姿勢を保ち､目と端末画面の間の距離 30ｃｍ以上離すこと。

□　長時間継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5　トラブルが起きた場合の対応

□　端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、担任又は本校担当教員に速やかに報告すること。（土日、祝日を除く）

八幡中央高等学校　　情報課　椛田・築城　（電話　093-681-2335）

□　上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。

□　ネットトラブルに関しては、担任・上記本校担当教員又は次の相談窓口に相談すること。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口　（電話 0120-494-100）

6　その他

（生徒にICT活用の効果検証を行うアンケートを実施する旨の周知）

□　本校では、教育へのＩＣＴ活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。

（機器の故障・ネットワークトラブルの際の対応（学習の継続）についての周知）

□　ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。

端末の貸出に関する留意事項

1. 利用者は、その貸出された時から貸出物品について保管管理などの義務を負う。
2. 貸出物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
   (1) 端末に許可なくアプリをインストール、または設定を変更すること。
   (2) 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続すること。
   (3) 貸出物品を、他者に使用させる、又は転貸すること。
   (4) 貸出物品を、売却、廃棄又は故意に破損すること。
   (5) 貸出物品を、学習活動以外に使用すること。
   (6) 貸出物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
   (7) その他福岡県又は学校が定める遵守事項に反すること。
3. 利用者は、学校から貸付物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習用パソコンの充電や学校外での通信に係る経費は、利用者の負担とする。
5. 利用者は、貸出物品を紛失したとき又は貸出物品が損傷したときは、直ちに学校に報告しなければならない。
6. 利用者の故意又は重大な過失により貸出物品を亡失・損傷をした場合には、修繕費等の原状に復旧する費用は利用者の負担とする。
7. 利用者は、貸出物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により福岡県・学校及び第三者に損害が生じた場合には、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
8. 福岡県又は学校は、福岡県又は学校が意図しない貸出物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
9. 利用者は、借用期間が終了したら貸付物品を返却しなければならない。

端末借用申請書

令和　　年　　月　　日

福岡県立八幡中央高等学校長殿

端末の借用について、以下のとおり申請します。

保護者等氏名	
生徒氏名	
学年・組・番号	年　　組　　番
借用理由	
借用期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

☐　別紙「端末の貸出に関する留意事項」を遵守することに同意します。

※　留意事項を熟読した上で、☐に✓を記入してください。

学校記入欄

機器管理番号	
貸出機器名	
端末の種類	☐ Wi-Fi 端末　　☐ LTE 通信対応端末 (SIM カード：☐有　☐無)
貸出承認日	令和　　年　　月　　日